

令和6年神審第18号

裁 決

漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上田容之出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月27日06時30分

和歌山県田辺港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

遊漁船B

総 ト ン 数 12.27トン

登 録 長 11.99メートル 6.33メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 367キロワット 84キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を有し、同室前部中央に操舵輪、その前方左側に機関監視盤、右側にGPSプロッター、操舵室右舷側にソナー、レーダー、魚群探知機及び電波時計をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和5年11月27日06時05分和歌山県田辺漁港を発し、田辺港西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、航行中の動力船を示す法定灯火を表示してレーダーをノースアップ表示の0.75海里レンジとし、06時24分半田辺沖ノ島灯台（以下「沖ノ島灯台」という。）から081度（真方位、以下同じ。）1.3海里の地点で、294度の針路及び10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、操舵輪の後方に立った姿勢で手動操舵によって進行した。

a受審人は、同じ針路及び速力で続航中、右舷方に下芳養湾から出航してくる遊漁船を認め、06時28分沖ノ島灯台から060度1,600メートルの地点に至ったとき、正船首620メートルのところに、白色全周灯及び黒色球形形象物を表示し、両色灯を点灯したままのBを視認することができ、同船がほとんど動かないことから錨泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、右舷方から出航してくる遊漁船の動向を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このこ

とに気付かなかった。

a 受審人は、Bを避けることなく進行し、06時30分僅か前船首至近に同船を認め、左舵をとり機関を減速したものの、効なく、06時30分沖ノ島灯台から037度1,330メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に前方から69度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、日出時刻は06時41分、常用薄明の始まりは06時14分で、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵区画を有し、同区画右側に操舵輪、その前面に魚群探知機及びGPSプロッター、外側上部に汽笛をそれぞれ備えた最大とう載人員7人のFRP製遊漁船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.55メートル船尾0.80メートルの喫水をもって、同日02時00分田辺港の係留地を発し、和歌山県灘島北方沖合水深約10メートルの釣り場に向かった。

b受審人は、予定の釣り場に到着したのち、02時15分衝突地点付近で、7キログラムの五爪錨に直径10ミリメートルの合成繊維製のロープを取り付け、約13メートル繰り出して船首部のクリートに係止して船首を北東方に向けて機関を止め、錨泊中であることを示す白色全周灯及び黒色球形形象物を表示し、両色灯を点灯したままで錨泊を開始した。

b受審人は、北東方からの風を受けて錨泊を続け、06時26分頃船首が北東方を向いていたとき、右舷方にAを初認し、06時28分衝突地点で、船首が045度を向いていたとき、同船が右舷船首69度620メートルのところとなり、その後、自船に衝突のおそれがあ

る態勢で接近する状況を認めたが、平素、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けていたので、今回も避けてくれるものと思い、注意喚起信号を行うことも、間近に接近してもAとの衝突を避けるための措置もとらなかった。

b 受審人は、錨泊を続け、06時30分僅か前Aが右舷方30メートルのところとなり、同船と衝突の危険を感じたので、機関を始動したものの、及ばず、Bは、045度を向いたまま僅かな前進行きあしとなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に修理不要の擦過傷を生じ、Bは、右舷船尾部外板に亀裂を伴う損傷等を生じ、のち廃船処理され、b 受審人が頸部挫傷及び左肩関節打撲傷を負った。

（航法の適用）

本件は、日出前の薄明時、田辺港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、日出前の薄明時、田辺港西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、田辺港西方沖合において、漁場に向け

て航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、右舷方から出航してくる遊漁船の動向を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、日出前の薄明時、田辺港西方沖合において、遊漁を行う目的で錨泊中、衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素、航行中の船舶が錨泊中の自船を避けていたので、今回も避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月7日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明